

令和7年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部  
保安課  
令和8年4月

令和7年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第1四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安業務規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。 ・保安業務規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。 ・保安規程で定められている「ガス工作物の修理等の基本要綱」と「導管工事施工要領」が保存されていない。 ・管の漏えい検査において、漏えいが認められた箇所に対して改善措置が行われていない。 ・調査に関して、保安業務規程で定められた頻度で行われていない。 ・保安規程および保安業務規程で定められている保安教育が一部行われていない。 ・保安規程および保安業務規程で定められている保安教育において、一部対象者に行われていない。 ・保安規程および保安業務規程で定められている保安教育において、記録・保存がされていない。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・特定容器使用記録表について、定められた様式を使用していない。

【第2四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。 ・特定容器使用記録表について、定められた様式を使用していない。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められている保安教育において、一部対象者に行われていない。 ・保安業務規程で定められている保安教育において、一部対象者に行われていない。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安業務規程で定められている保安教育において、一部対象者に行われていない。

	・特定容器使用記録表について、定められた様式を使用していない。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安業務規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。 ・特定容器使用記録表について、定められた様式を使用していない。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。

### 【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安業務規程で定める保安業務監督者について適切な資格者を任命していない。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。 ・保安業務規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。

### 【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし。